

地域コミュニティ協議会の運営支援の在り方について



平成28年度 第1回高松市自治推進審議会

平成28年8月22日(月)

【高松市市民政策局 コミュニティ推進課】

1 地域コミュニティ協議会とは

高松市自治基本条例(第23条)において

- 市民が地域の個性を生かし、自主的・自立的に地域のまちづくりに取り組むため、その地域に住む人や団体などを構成員とし、一つの地域に一つに限り市長が認定する民主的に運営される組織
- 市は、協議会の活動を尊重し、適切な支援を行う。

2 これまでのコミュニティ施策

組織

- 地域コミュニティ組織の構築(平成15年度～20年度)
市内全域に44地域コミュニティ協議会を組織化
(※自治基本条例(平成22年2月施行)に位置付け)

人的支援

- 地域コミュニティ人材養成事業(15年度～)
まちづくり活動の中核を担うリーダーの育成
- 地域コミュニティ活動研修(22年度～)
入庁2年目の職員を居住地の地域コミュニティ協議会に派遣
- 協働推進員制度(23年度～)
所属担当に加え、地域コミュニティ協議会単位で配置

協働推進員が積極的に
参画できていない!

物的支援

- コミュニティセンター化(18年度～24年度)
生涯学習及びまちづくり活動の拠点として地区公民館をセンター化
- コミュニティセンターの整備
中期整備指針に基づく耐震化や改修

財政的支援

- 地域まちづくり交付金(19年度～)
地域の各種団体・事業に対する補助金等を一元化し、地域コミュニティ協議会に一括交付
- ゆめづくり推進事業(23年度～)
地域の課題解決を図る地域提案型の事業
- 事務局体制強化支援事業(24年度～)
地域コミュニティ協議会事務局体制を強化するための時限的補助

地域運営の財源(公金)の適切な会計処理や透明性の確保!

ゆめづくり推進事業のインセンティブが働かない!

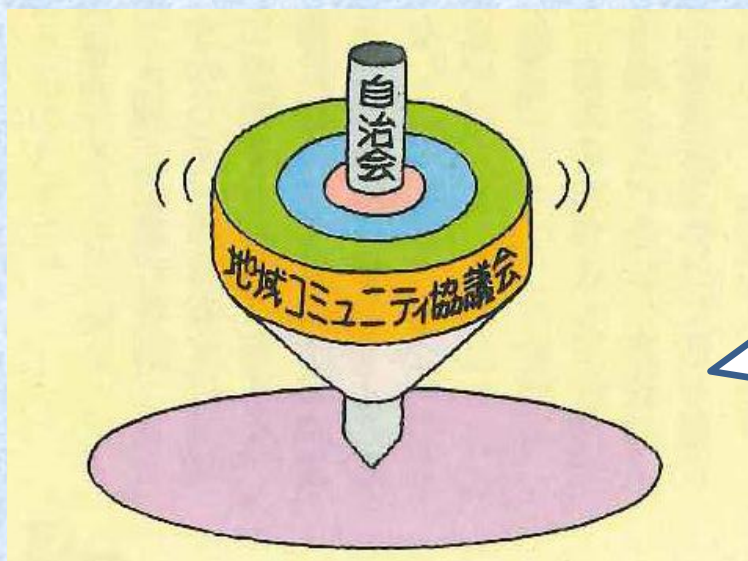
その他

- 自治会加入促進の取組(22年度～)
毎年11月を「自治会加入促進月間」と位置付け、加入促進に向けた啓発を強化

加入率の低いマンション住民への働きかけ?!

3 地域コミュニティ協議会と自治会の関係性

- 地域コミュニティ協議会活動を動かしていく軸！
- 各種団体の中でも、重要かつ中心的な役割を担う地縁団体！



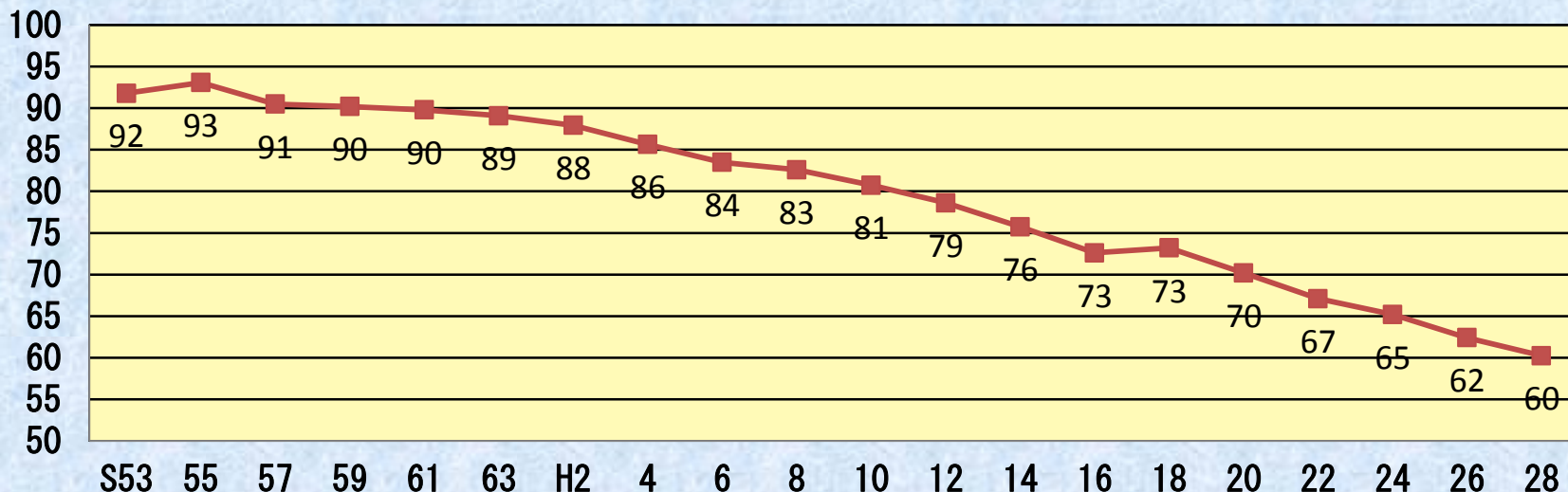
より多くの住民が自治会に加入し、
自治会活動を活発に行う



地域コミュニティ協議会の
活動が活性化！

4 高松市の自治会加入状況等

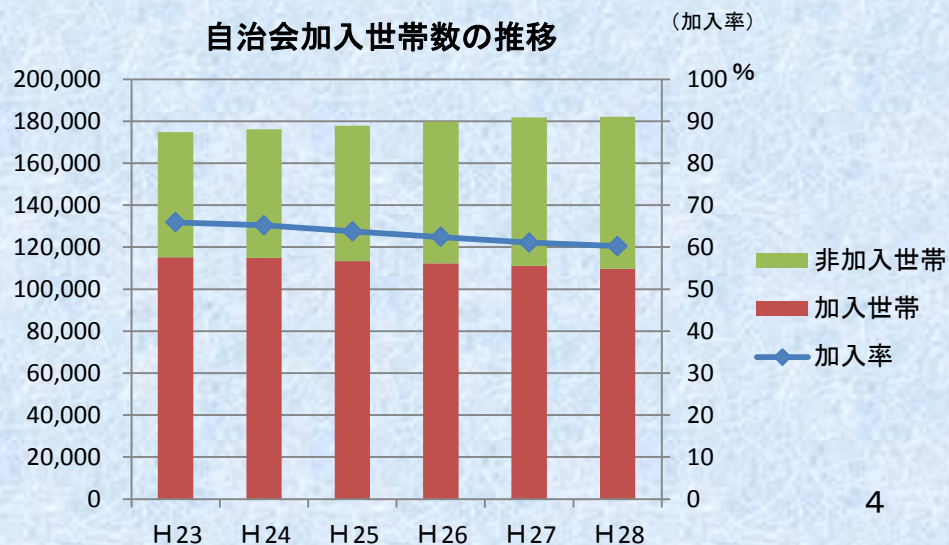
自治会加入率の推移



自治会加入世帯数の推移

	加入率	加入世帯	非加入世帯	総世帯数	世帯数 対前年比
H23	65.91	115,217	59,582	174,799	—
H24	65.2	114,880	61,319	176,199	1,400
H25	63.74	113,373	64,507	177,880	1,681
H26	62.41	112,272	67,609	179,881	2,001
H27	61.09	111,013	70,714	181,727	1,846
H28	60.23	109,698	72,439	182,137	410

自治会加入世帯数の推移



5 各地区(校区)連合自治会への主な支援

名称・内容	H25 実績	H26 実績	H27 実績
自治会集会所管理運営補助 単位自治会の活動拠点である集会所について、単位自治会が負担している管理運営経費を補助する。(1集会所につき5千円)	3,760 (752カ所)	3,760 (752カ所)	3,760 (752カ所)
自治会加入・結成奨励補助 連合自治会に属する単位自治会への新規加入又は新たな単位自治会の結成に対し補助金を交付する。(1世帯につき2千円)	3,210 (1,605世帯)	4,418 (2,209世帯)	3,734 (1,867世帯)

自治会加入率の低下に
歯止めがかからない!

自治会加入促進に
つながっていない?!

より効果的な
加入促進策の検討